

【図表 1】 募集方法による債券の区分と特徴の比較

	公 募 債	私 募 債	
		プロ私募債	少数私募債
定 義	一般に広く資金を募ることを目的に、債券を発行すること。	「適格機関投資家」による投資を前提とし、かつ、その債券が適格機関投資家以外には譲渡されないことを取得の条件として発行されるもの。 一般的には、「転売制限付き適格機関投資家向け私募債」等の名称が債券に付されている。	当該有価証券の取得の申込みの勧誘の相手方が50名未満に限定され、かつ、転売によりそれより多数の者に譲渡されることがないことを条件に募集される。
投資家	不特定多数の一般投資家	生保・銀行などの適格機関投資家	50名未満の縁故者等
財務局への届出	有価証券届出書(1億円以上)または有価証券通知書(1,000万円から1億円まで)	必要なし	必要なし
発行金額(目安)	数十億円から数百億円	数千万円から数億円	数千万円(1億円以下が多い)
必要な手数料など	引受手数料 登録手数料 管理手数料 元利金支払手数料 格付け取得費用 など	総額引受手数料 登録手数料 管理手数料 元利金支払手数料 など	特になし コンサルタント等を利用する場合には、コンサルタント料
償還期間	3年から10年程度	3年前後が多い	3年前後が多い
発行資格	証券会社の引受審査格付け機関の格付け取得	引受銀行や保証会社等の設定した財務上の資格要件を満たしている	債券を引き受ける人がいれば可能
関係者	主幹事証券、引受証券管理者格付機関	私募取扱業者(銀行、証券)、管理者保証者 <sup>5</sup>	特になし コンサルタント等を利用する場合には、コンサルタント料
資金ニーズ	多数の一般投資家から安定した資金調達をしたい	健全な財務体質を活用して長期安定資金を調達したい	銀行借入に代わる資金調達が必要

(出所 経済産業省「社債の活用」を参考として筆者が加工)

### 3) 社会医療法人債による資金調達と銀行借入れによる資金調達との違い

法人の資金調達手法は、銀行等からの借入れによる間接金融と、資金を投資家から直接取得する直接金融の二つに大別され、医療法人の資金調達も同様である。社会医療法人債での資金調達は直接金融に該当するが、債券の発行条件は一つの発行に関してすべての投資家に同一に設定される。特に公募債ではこの同一の発行条件が一般向けに知られることとなる。銀行借入等が、銀行との取引状況や個別銀行の取り組み姿勢、銀行との交渉等により異なる条件で相対取引が行われるのと対照的である。

直接金融である社会医療法人債(公募債および私募債)と銀行借入の特徴をまとめたのが次の表である。

<sup>5</sup> 中小企業など現在発行されている殆どの私募債では、各都道府県等にある信用保証協会若しくは引受者である銀行等が保証付としているため、記載した。